平成２５年（フ）第６０９号
埼玉県所沢市大字山口1100番地の１　オークハイムＡ―201
債務者　長峰　貴幸
１　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６１０号
埼玉県所沢市大字山口1100番地の１　オークハイムＡ―201
債務者　長峰　衣美（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５２号
島根県江津市嘉久志町イ1488番地
債務者　山本　　進
１　決定年月日時　平成25年12月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第６４３号
神戸市兵庫区下祇園町36番４号
債務者　吉田　直美
１　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８８１号
神戸市垂水区南多聞台６丁目３番304号
債務者　高木　春美
１　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８８９号
兵庫県三田市学園３丁目２番地　Ｉ棟1012号、従前の住所兵庫県三田市学園３丁目２番地　Ｉ棟503号
債務者　森　　由美
１　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８９９号
神戸市垂水区青山台６丁目２番１―21号
債務者　藤田　千佳
１　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２８号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目97番地
債務者　山口　裕史
１　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６４６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―506号
債務者　水上　夕子（旧姓山崎）
１　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６６５号
兵庫県尼崎市富松町１丁目３番21―603号
債務者　大蔵こと　大藏　吉彦
１　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６８９号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目84番地パークアベニューＩ　603号
債務者　樋口　　茜
１　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５８号
島根県浜田市港町176番地14
債務者　小瀧さゆり
１　決定年月日時　平成25年12月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第１１８２号
埼玉県幸手市南３丁目５番20号　平安荘102、旧住所埼玉県久喜市桜田１丁目３番２―506
債務者　三本松利勝
１　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７７号
千葉県柏市あかね町８―１―101、住民票上の住所さいたま市岩槻区太田１丁目１番12―301号
債務者　田島　栄治
１　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９７号
埼玉県北本市高尾４丁目299番地
債務者　斎藤　　晃
１　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５９号
千葉県館山市那古850番地の１　小林貸家
債務者　出口かつ江（旧姓山﨑）
１　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第６１号
千葉県館山市上真倉2237番地の３　宇山ハイツＡ棟
債務者　星野　孝司
１　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
千葉地方裁判所館山支部